

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）

要求水準書

令和6年12月

菊陽町都市整備部施設整備課

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）
要求水準書

1 本書の位置づけ

菊陽町（以下「町」という。）では、菊陽杉並木公園を拡張し、「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」などの整備を行い、将来的に「菊陽町総合運動公園」として管理・運営する予定である。特に全国大会や世界大会の誘致が可能なアーバンスポーツ施設（スケートボード等）の整備については、全国的に整備事例が少ないことから、公募型プロポーザルにより、豊かな経験、確かな技術力、関係団体等との調整力、柔軟かつ高度な発想力及び想像力を有し、町の意向を十分に理解した上で、アーバンスポーツ施設の設計から施工までを一括で行うことができる事業者を選定する。

本要求水準書は、町が、菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）発注業務(以下「本業務」という。）」の実施にあたって、受注者に要求する業務の仕様を示すものである。

2 事業の概要等

(1) 事業の名称

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）

(2) 敷地の概要

- ①整備予定地 熊本県菊池郡菊陽町大字原水地内
- ②敷地面積 約 14,996㎡
- ③用途地域等 なし 市街化調整区域

(3) 施設の概要

菊陽杉並木公園の拡張に合わせて、全国大会や国際大会としての利用可能な施設を想定した常設のスケートボードパーク、スケートボードストリートを中心として、アーバンスポーツの施設を整備する。

拡張予定の公園全体計画としては、敷地内にアーバンスポーツ施設、町民グラウンド、駐車場を配置し、それらを結ぶように歩行者通行空間（仮称：アーバンストリート、さんさんストリート）となる園路を整備予定となっている。

(4) 業務内容

実施設計業務、工事監理業務及び建設工事

(5) 供用開始日

令和8年4月以降（予定）

(6) 履行期限

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

ただし、菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要項15（6）に示すとおり、延長することができる。

3 施設の仕様

本施設の設計に当たっては、以下の要求を満たすものとする。

また、施設整備において「くまモン」をイメージするイラストデザイン（黒・白基調+赤）を取

り入れること。特に、県内外に向けて周知を図るため、大規模な「くまモン」のイラスト又は「くまモン」を想起させるデザインを敷地内に設けることとし、規模やデザイン等の詳細は町と協議のうえ決定する。

(1) 施設整備概要

- | | |
|--------------------|------------|
| ①スケートボード（ストリート）エリア | 約 1,600㎡～ |
| ②スケートボード（パーク）エリア | 約 1,000㎡～ |
| ③多目的エリア及びFLATエリア | 約 4,000㎡程度 |
| FLATエリア大屋根 1 棟含む | |
| ④その他エリア | ①②③を除く面積 |
| ⑤3x3コート | 2面 |
| ⑥管理棟 | 1 棟 |
| ⑦外周フェンス | |
| ⑧電気設備 | |
| ⑨放送設備 | |
| ⑩給排水設備 | |
| ⑪受変電設備 | |

※別途発注予定の工事業者とも連携を行い、設計に反映すること。

(2) 整備内容

以下に今回工事対象の整備内容を示す。

- ①スケートボード（ストリート）エリア
 - ・用途：スケートボード専用の滑走エリア
 - ・面積：約 1,600㎡以上を確保すること。
 - ・仕様：国際大会を誘致できる仕様とすること。
 - ・将来、本施設に屋根を整備する計画もあるため、スペース等に十分配慮すること。
- ②スケートボード（パーク）エリア
 - ・用途：スケートボード専用の滑走エリア
 - ・面積：約 1,000㎡以上を確保すること。
 - ・仕様：国際大会を誘致できる仕様とすること。
 - ・ストリートとパークで滑走者が交錯しないよう、ストリートとパークのそれぞれのコース間に適切なスペースを確保すること。
 - ・将来、本施設に屋根を整備する計画もあるため、スペース等に十分配慮すること。
- ③多目的エリア及びFLATエリア
 - ・用途：多目的に使用することのできるエリア及び練習スペース。
 - ・面積：多目的エリア約 1,755㎡以上、FLATエリア約2,025㎡以上を確保すること。
 - ・FLATエリア整備にあたっては、初心者や中級者の練習等に使用することができる、種類の異なる複数の可動式のセクションを設置すること。なお、設置するセクションの種類や数は、応募者の提案に委ねる。
 - ・多目的エリアの使用方法は、応募者の提案に委ねる。
 - ・FLATエリアには大屋根を設置し、多目的に使用できる全天候対応とする。
(大屋根部分面積：約750㎡、鉄骨造（骨組膜構造）、平屋建)

④その他エリア

- ・用途：その他スペース
- ・面積：①③③を除く面積
- ・仕様：国際大会を誘致した際に仮設工作物等を搬入設置できる仕様とすること。
- ・大会・イベント開催時には、臨時の観覧スペースや運営に必要な設備等を配置するスペースとして使用できるように、面積や配置計画すること。
- ・国際大会を誘致する仮設観客席のスペースを確保すること。
- ・都市公園としての機能を確保するために、ランドスケープ的要素を取り入れた提案とすること。

⑤3x3コート

- ・用途：3x3利用可能なバスケットボール専用エリア
- ・面積：3x3×2面（5×5フルサイズ1面）とし、約576㎡程度を確保すること
- ・仕様：コンクリート舗装にカラー塗装、バスケットゴール2基

⑥管理棟

- ・用途：アーバンスポーツ及び3x3の休憩所としての利用、交流、イベント開催拠点、アーバンスポーツ施設への入退場を管理する窓口、事務機能。アーバンスポーツ施設と町民ランド利用者が使用するトイレを含む。
- ・基本設計図書に記載されている諸室を踏まえた設計とすること
エントランス・交流ホール、事務室、トイレ、救護室、更衣室、会議室、用具庫など
- ・面積：約517㎡（階段・スロープ含む）
- ・位置：維持管理を考慮して、駐車場に隣接した位置とすること。
※隣接した水路上に耐圧をかけないようにすること。
- ・構造：鉄骨造
- ・階数：平屋建
- ・基礎形状：1階床はトイレ、シャワー室等床下ピットが必要な部分は構造スラブ、事務室、ホール等は土間コンクリートとする。
- ・電気設備：一般負荷) 室内の照明（500lx程度）、室外のブラケット照明、コンセントを設けること。動力負荷) 空調とポンプ電源を設けること。
- ・機械設備：男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、男女シャワー室（潜熱回収型ガス給湯器による供給）、給湯室(電気温水器による供給)に給排水設備を設けること。
更衣室、交流ホール、救護室、事務室には空調機（空冷ヒートポンプパッケージエアコン）を設けること。換気設備（第1種：空調対象室（全熱交換器設置）第3種：各トイレ、倉庫、給湯室、シャワー室等）を設けること。
- ・情報通信網設備：事務室内MDFに設置する電話交換機より各室アウトレット及び電話機迄の配管配線の一切を計画すること。MDFには、インターネット回線を引き込むこと。
- ・インターホン設備：各室、使用エリアに必要な応じてインターホン設備の計画を行うこと。
- ・電気時計設備事務所内には親時計を設置し、各室には子時計の計画を行う。また、敷地南側及び北側には視認性の高い電気時計(φ1000程度)の計画を行うこと。
- ・消防設備：自動火災報知設備、誘導灯、消火器、非常警報設備（放送設備）を設けること。
- ・更新性、メンテナンスにおける経費低減に十分配慮すること。

- ・省エネルギー、環境負荷低減に配慮すること。
- ・主出入口には階段及びスロープを設けること。
- ・屋上は観覧利用として利用する計画とすること。
- ・対象敷地内が浸水した際に、施設機能を損なわないように浸水想定高であるT.P.+82.5mを確保すること。

※別紙参考図参照

⑦外周フェンス

- ・用途：外周に設置するフェンス。外部からの不正な侵入を防止する目的で設置する
- ・数量：L=390m+3x3コートエリアL=69m
- ・仕様：高さ 2.0m 程度のメッシュフェンスとする。
 ※3x3コートエリアは高さ3.0mのメッシュフェンスとする。
- ・出入口部：人の管理用出入口を最低2か所以上、車両用の管理用出入口をそれぞれ最低1か所以上設けること。

⑧電気設備

- ・防犯面に配慮し、カメラや機械警備の検討を行うこと。
- ・施設の用途や規模に対する適合性、維持管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うこと。
- ・高所に配慮した器具類は容易に維持管理できるようにすること。
- ・電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・アーバンスポーツパーク内に屋外コンセント・分電盤を適宜設置すること。多様な活動に利用することや各イベントの開催を想定した適切な設置位置
- ・設置数を提案すること。設置にあたっては、防水や火災、防犯上の安全性に配慮した適切な対策を講じること。屋外コンセントへの電力供給は、最寄りの分電盤にコンセント用ブレーカーを設け、供給すること。
- ・適宜、ハンドホールなどを設けること。
- ・設備は、平常時の利用や景観に配慮した計画とすること。
- ・コンセント設備は用途に適した形式・容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- ・照度計画については、平均照度10lx以上を確保すること。
 (スケートボードエリア及び3x3エリアは、夜間使用に対応できる照度とする。)
- ・高効率型器具、省エネルギー型器具 (LED 照明等) の採用を積極的に行うとともに、維持管理の容易なものとする。

※別紙参考図参照

⑨放送設備

- ・放送設備 (非常放送、一般兼用) を配置し、アーバンスポーツパーク内でむらなく聞こえるように配置すること。
- ・アーバンスポーツパーク全体の管理機能に係るスペース等、管理棟内で一括管理ができるようにすること

⑩給水、汚水排水設備

- ・エリア内全体の維持管理に配慮した計画とすること。

※別紙参考図参照

⑪受変電設備

※別紙参考図参照

4 業務範囲

本事業は、本施設の設計及び施工に関わる業務を業務範囲とし、主要な業務は次のとおりとする。

(1) 実施設計業務

- ① 各施設の実実施設計
- ② 施設の整備に必要な各種調査
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 工事監理業務

- ① 工事の施工監理
- ② 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 建設工事

- ① 各施設の施工（付帯工事を含む）
 - ・スケートボードエリア工事
 - ・管理棟工事
 - ・FLATエリア大屋根工事
 - ・給排水設備工事
 - ・電気設備工事
 - ・放送設備工事
 - ・舗装工事
 - ・その他工事
- ② 近隣対策・対応
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務 等

(4) その他業務

- (1)～(3)業務を実施する上で必要な関連業務

※別途発注予定の工事業者と連携を行い、必要な調整を図ること。

5 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 町の負担

本事業における契約額の合計は、1,277,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつプロポーザルに提出された価格提案書の提案価格（設計費、工事費、工事監理費の合計）を超えない金額とする。

(2) 受注者の負担

- ① 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事費用、工事監理費用を負担する。

※施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）を含む

- ② 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。

6 完成図書等の提出

受注者は、本業務の実施に際し、以下の書類を町に提出し承認を得るものとする。

業務別の提出図書等は、次のとおりとする。

(1) 設計・工事監理業務に伴う提出図書

別添「建築設計委託提出書類一覧」及び「建築工事監理業務提出書類一覧」に示す書類等を基本とし、監督員と協議の上決定する。

(2) 建設工事に伴う提出図書

別添「土木工事提出書類一覧」及び「建築工事提出書類一覧」に示す書類等を基本とし、監督員と協議の上決定する。

7 検査

町は、受注者による自主完成検査終了後、以下の方法により完成検査を実施する。

- (1) 町は、施工者、工事監理者及び設計者の立会いの下で、完成検査を実施する。

- (2) 完成検査は、町が確認した設計図書との照合により実施する。

- (3) 受注者は、町の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。

8 一般事項

(1) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知、通達などの法令等を遵守しなければならない。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、本業務期間中及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(3) 資料収集及び貸与

本業務の遂行上必要な資料収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものとし、町から貸与する業務に必要な資料及びデータは、業務完了時に町の指示に従って全て廃棄または返却するものとする。

(4) 権利業務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承、町が貸与したデータを第三者に売却、貸与若しくは抵当権その他の担保等に供してはならない。

本業務により得られた成果品及び権利は、全て当町に帰属するものとする。

9 その他事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、必要に応じて適宜打合せを行うものとする。
- (2) 本要求水準書に明示していない事項については、別途町と協議をするものとする。
- (3) 要求水準を変更する場合は、事前に提案者に通知する。また要求水準の変更に伴い、契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

関係法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 都市緑地法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働安全衛生規則
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- ・ 興行場法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）

- ・国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）
- ・屋外広告物法
- ・その他関連する法令等

条例等

- ・菊陽町都市公園条例
- ・菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ・菊陽町財務規則
- ・菊陽町個人情報保護条例

官庁営繕関係統一基準等

- ・新営一般庁舎面積算定基準
- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ・官庁施設の環境保全性基準（グリーン庁舎基準）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械）
- ・公共建築設備工事標準図
- ・官庁施設の設計業務等積算基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・建築鉄骨設計基準及び同解説
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・構内舗装給排水設計基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・建築工事監理指針（建築、電気、機械）
- ・建設リサイクル法関連
- ・建設リサイクル推進計画
- ・建設副産物適正処理推進要領
- ・建設リサイクルガイドライン

- ・公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について
- ・公共建設工事における分別解体等再資源化等及び再生資源活用工事実施要領
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
- ・遊具の安全に関する基準(案)
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針
- ・室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的想定方法について
- ・その他関連する建築学会等の基準指針

その他関係基準等

- ・土木工事共通仕様書（平成31年4月） 熊本県土木部
- ・土木工事施工管理基準（平成31年4月） 熊本県土木部
- ・土木請負工事必携（令和2年4月） 九州地方整備局（社）九州建設弘済会
- ・土木工事施工管理の手引き（令和3年3月） 九州地方整備局（社）九州建設技術管理協会
- ・公園緑地工事共通仕様書（令和6年5月） 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
- ・電気通信設備工事共通仕様書(令和6年版) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室
- ・その他関連資料